

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◆規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

◆告示 県営土地改良事業計画の決定(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
土地改良事業の工事の完了(三件)(〃)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

◆運営告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

個人演説会を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告

◆公告 自衛官の募集(消防防災課)

公布された規則のあらまし

◆鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 建替えを実施した。 営住宅の家賃を次のとおり定めることとす。

団地名	種別		戸数	一月の家賃額
	住戸	番号		
相生町 相地	第二種 県営住宅	(一) 一〇二号及び一〇二 一〇二号の住宅	四	二八、八六〇円
		(二) 一〇二一、一〇二二、 一〇二三、一〇二四、一〇二五、 一〇二六、一〇二七、一〇二八、 一〇二九、一〇三〇、一〇三一、 一〇三二、一〇三三、一〇三四、 一〇三五、一〇三六、一〇三七、 一〇三八、一〇三九、一〇四〇、 一〇四一、一〇四二、一〇四三、 一〇四四、一〇四五、一〇四六、 一〇四七、一〇四八、一〇四九、 一〇五〇、一〇五一、一〇五二、 一〇五三、一〇五四、一〇五五、 一〇五六、一〇五七、一〇五八、 一〇五九、一〇六〇の住宅	八	二八、三五〇円
	第一種 団営住宅	(一) 一〇一三、一〇一四、 一〇一五、一〇一六、一〇一七、 一〇一八、一〇一九、一〇二〇、 一〇二一、一〇二二、一〇二三、 一〇二四、一〇二五、一〇二六、 一〇二七、一〇二八、一〇二九、 一〇三〇、一〇三一、一〇三二、 一〇三三、一〇三四、一〇三五、 一〇三六、一〇三七、一〇三八、 一〇三九、一〇四〇、一〇四一、 一〇四二、一〇四三、一〇四四、 一〇四五、一〇四六、一〇四七、 一〇四八、一〇四九、一〇五〇、 一〇五一、一〇五二、一〇五三、 一〇五四、一〇五五、一〇五六、 一〇五七、一〇五八、一〇五九、 一〇六〇の住宅	四	三四、二七〇円
		(二) 一〇一三、一〇一四、 一〇一五、一〇一六、一〇一七、 一〇一八、一〇一九、一〇二〇、 一〇二一、一〇二二、一〇二三、 一〇二四、一〇二五、一〇二六、 一〇二七、一〇二八、一〇二九、 一〇三〇、一〇三一、一〇三二、 一〇三三、一〇三四、一〇三五、 一〇三六、一〇三七、一〇三八、 一〇三九、一〇四〇、一〇四一、 一〇四二、一〇四三、一〇四四、 一〇四五、一〇四六、一〇四七、 一〇四八、一〇四九、一〇五〇、 一〇五一、一〇五二、一〇五三、 一〇五四、一〇五五、一〇五六、 一〇五七、一〇五八、一〇五九、 一〇六〇の住宅	四	三三、七七〇円
丸山町	第二種 団営住宅	(一) 二〇一、二〇二、二〇三、 二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、 二〇八、二〇九、二一〇、二一一、 二一二、二一三、二一四、二一五、 二一六、二一七、二一八、二一九、 二二〇、二二一、二二二、二二三、 二二四、二二五、二二六、二二七、 二二八、二二九、二三〇、二三一、 二三二、二三三、二三四、二三五、 二三六、二三七、二三八、二三九、 二四〇、二四一、二四二、二四三、 二四四、二四五、二四六、二四七、 二四八、二四九、二五〇、二五一、 二五二、二五三、二五四、二五五、 二五六、二五七、二五八、二五九、 二六〇の住宅	六	二八、四八〇円
		(二) 二〇一、二〇二、二〇三、 二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、 二〇八、二〇九、二一〇、二一一、 二一二、二一三、二一四、二一五、 二一六、二一七、二一八、二一九、 二二〇、二二一、二二二、二二三、 二二四、二二五、二二六、二二七、 二二八、二二九、二三〇、二三一、 二三二、二三三、二三四、二三五、 二三六、二三七、二三八、二三九、 二四〇、二四一、二四二、二四三、 二四四、二四五、二四六、二四七、 二四八、二四九、二五〇、二五一、 二五二、二五三、二五四、二五五、 二五六、二五七、二五八、二五九、 二六〇の住宅	二	二八、九九〇円
東伯団 地	第一種 団営住宅	(一) 一〇一、一〇二、一〇三、 一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、 一〇八、一〇九、一〇一〇、一〇一一、 一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、 一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、 一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、 一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、 一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、 一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、 一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、 一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、 一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、 一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、 一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、 一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、 一〇六〇の住宅	一	三三、七九〇円
		(二) 一〇一、一〇二、一〇三、 一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、 一〇八、一〇九、一〇一〇、一〇一一、 一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、 一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、 一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、 一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、 一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、 一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、 一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、 一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、 一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、 一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、 一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、 一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、 一〇六〇の住宅	一	三三、七九〇円

二 この規則は、平成元年七月一日から施行することとした。ただし、丸山町第一団地及び東伯団地に関する部分は、同年八月一日から施行することとした。

高松団第二種 地 宅 営 住	
の住宅 一〇〇〇号、 一一〇〇号、 一二〇〇号、 一三〇〇号、 一四〇〇号、 及び 一一〇〇三 号、 一二〇〇三 号、 一三〇〇三 号、 一四〇〇三 号	の住宅 一〇〇〇号、 一一〇〇号、 一二〇〇号、 一三〇〇号、 一四〇〇号、 及び 一一〇〇四 号、 一二〇〇四 号、 一三〇〇四 号、 一四〇〇四 号
八三三、七二〇円	八二八、五五〇円

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表中

地 相 生 町 団	第一種 営 住 宅	第二種 営 住 宅
	二一〇から二六号までの住宅	一号から二〇号までの住宅
	六	二〇

六、六九〇円
〇、三〇〇円

を

地 相 生 町 団 第 二 種 営 住 宅	
(一) 一〇一〇号、一〇二〇号、一〇三〇号、一〇四〇号、一〇五〇号、一〇六〇号、一〇七〇号、一〇八〇号、一〇九〇号及び一一〇〇号の住宅	(二) 一一〇一〇号、一一〇二〇号、一一〇三〇号、一一〇四〇号、一一〇五〇号、一一〇六〇号、一一〇七〇号、一一〇八〇号、一一〇九〇号及び一一一〇〇号の住宅
(三) 一一〇一〇三号、一一〇一〇四号、一一〇一〇三号及び一一〇一〇四号の住宅	(四) (一)、(二)及び(三)に掲げる住宅以外の住宅

八	四	八	四
三三、七七〇円	三四、二七〇円	二八、三五〇円	二八、八六〇円

一八
八、六五〇円

に、

丸山町第二種 営住宅

を

丸山町第二種 営住宅			
(一) 一〇二号及び一〇三号、四〇一	(二) 一〇二号から一	(三) (一)及び(二)の住宅	

〇六号の住宅	六号、三〇一、四〇六号	〇五号までの住宅	掲げる住宅以外
二	六	四	二二
二八、九九〇円	二八、四八〇円	三四、三〇〇円	三三、七九〇円

に、

東伯団地	
第一種 営住宅	第二種 営住宅
一号から	九号から

を

東伯団地	
第一種 営住宅	第二種 営住宅
八号までの住宅	二二号までの住宅
一〇、七二〇円	七、九三〇円

に、

九号から二二号までの住宅	一〇二号から一〇三号、四〇一までの住宅
四	一六
七、九三〇円	三六、九一〇円

高松団地

高松団地

事業山上・津無地区農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年七月一日から二十日

三 縦覧に供する場所

佐治村役場及び河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営かんがい排水事業カウモ井手地区農業用排水)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年七月一日から二十日

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百十二号

河原町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(地域改善)中井二地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年七月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
河原町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 岩美町	土地改良事業の名称 土地改良総合整備事業（地域改善）本庄地区農業用排水農道整備及び暗きよ排水を一体としたもの	工事を完了年月日 平成元年三月二十日
地区区画整理		平成元年三月三十一日

本庄	昭和六十二年三月十五日
高山	昭和六十二年三月二日

鳥取県告示第七百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 西伯町土地改良区	土地改良事業の名称 農村総合整備モデル事業西伯（常清）地区は場整備	工事を完了年月日 昭和五十七年五月十二日
西伯（戸構）地区	土地改良総合整備事業（小規模排水）徳長地区暗きよ排水	昭和五十九年三月三十日
		昭和五十九年六月十五日

鳥取県告示第七百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の

規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 鶴田地区 土地改良 事業共同 施行	土地改良事業の名称 非補助事業鶴田地区ほ場整備	工事を完了年月日 昭和五十七年十二月二十日
"	区画整理	昭和六十年三月二十五日

鳥取県告示第七百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画汚物処理場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催する事ができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年六月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
米子市観光センター	米子市皆生一九四六一
上万代寺集会所	八頭郡家町大字万代寺三五一一二
国中二区集会所	大字国中五一三一八
中山町農業者トレーニングセンターアリーナ	西伯郡中山町下甲一〇二二一五
中山町農村環境改善センター研修室	下甲一二二〇
日南ふれあい会館	日野郡日南町三栄一七一五一一八
高齢者生産活動センター	矢戸一二六四一一

山上会館	"	茶屋四一六九一三
阿毘縁生活改善センター	"	阿毘縁一二五一一二
大宮生活改善センター	"	印賀九五八
石見センター	"	上石見七二三一一
福栄生活改善センター	"	福塚九九二
栗尾会館	"	江府町大字美用一五七三
久連公民館	"	大字久連一六二

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第六十一条第一項第三号）に規定する個人演説会を開催する事ができる施設を、解除する旨の報告があったので次のとおり告示する。

平成元年六月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
上三米集会所	日野郡日南町三米一七一五一〇

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成元年度第2次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成元年 6月30日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- 1 採用する自衛官
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間
(1) 男子 平成元年7月1日から同年9月30日まで
(2) 女子 平成元年9月1日から同年9月30日まで
- 3 試験期日
(1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。
ア 日曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日
(2) 女子 平成元年10月6日
- 4 試験場
(1) 男子

鳥取市鍛冶町18-3

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市山根字早見田540-1 パールビル内

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町327 古矢ビル内

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

(2) 女子

米子市阿三柳2603

陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定月

(1) 男子 募集期間中の毎月

(2) 女子 平成2年3月

6 その他

(1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査